

甲賀農業協同組合 会計監査人選定基準

甲賀農業協同組合 監事会
平成 30 年 9 月 21 日制定

(目的)

第 1 条 この会計監査人選定基準は、甲賀農業協同組合(以下「当組合」という。)の監事が、会計監査人候補者(以下「候補者」という。)から提案書等を入手した後に行う候補者選定に関して定める。

(選定基準項目)

第 2 条 次の各号に掲げる事項に対する検証および評価を行う。

- (1) 監査法人の概要に関する検証
- (2) 監査の実施体制等に対する検証および評価
- (3) 監査に要する費用に対する検証および評価
- (4) 監査の実績等に対する検証および評価
- (5) 監査の品質管理体制に対する検証および評価

2 前項第 1 号に規定する検証については、次の各号に掲げる項目により行う。

- (1) 当該法人の実在性、規模・体制等についての概要(検証)

3 第 1 項第 2 号に規定する検証および評価については、次の各号に掲げる項目により行う。

- (1) 当組合に対する監査の基本方針および考え方
- (2) 主要な監査手続および監査要点
- (3) 当組合本・支店(所)および施設等を監査するチーム体制および独立性の保持
- (4) 監査の責任者および担当者の経歴および実務経験等
- (5) 監査の指導的機能に対する考え方
- (6) 監査のサポート体制
- (7) 当組合監事との連携に関する考え方

4 第 1 項第 3 号に規定する検証および評価については、次の各号に掲げる項目により行う。

- (1) 監査報酬見積費用総額(見積りおよび積算の方法を含む)
- (2) 監査日程(日数)の大幅な変更が生じたときの処理方法

5 第 1 項第 4 号に規定する検証および評価については、次の各号に掲げる項目により行う。

- (1) 当組合(農業協同組合)の仕組みや事業、当組合の内部統制に対する知見等
- (2) 協同組合、金融機関、その他の事業等の監査実績

- 6 第1項第5号に規定する検証および評価については、次の各号に掲げる項目により行う。
- (1) 品質管理の対応等(日本公認会計士協会の定める監査の品質管理に関する指針等に即した品質管理を行っているかなどを評価)
 - (2) 公認会計士法に基づく処分がある場合は、その内容とこれに対して取った措置(過去3年間)

(改廃)

第3条 この基準の改廃は、監事会において決定する。